第８回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（哺乳類・鳥類）議事録

１．日時　　平成２９年２月３日（金）１４：００～１６：１０

２．場所　　一般財団法人　自然環境研究センター　７階　会議室

３．出席者

（座長）　村上 興正

（委員）　池田 透　　石井 信夫

石田 健　　川上 和人

成島 悦雄　　西海 功

羽山 伸一

（環境省）　曽宮自然環境局野生生物課外来生物対策室長

立田外来生物対策室長補佐

若松外来生物対策係長

（農林水産省）　高濱大臣官房政策課環境政策室長補佐

久保農村振興局農村環境課鳥獣対策室課長補佐

４．議事

【環境省　若松外来生物対策係長】　それでは、定刻となりましたので、ただいまより第８回特定外来生物等分類群専門家グループ会合の哺乳類・鳥類を開催いたします。

私、本日進行を務めさせていただきます環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の若松と申します。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、環境省野生生物課外来生物対策室の室長、曽宮より御挨拶申し上げます。

【環境省　曽宮外来生物対策室長】　本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。この会合は、前回の議論はカナダガンの指定、約３年前だと思いますけれども、御議論いただいて以来ということでございます。川上先生は今回初めて御参画いただきます。そのカナダガンでございますけれども、関係者の御協力が非常に大きかったと思いますが、防除が進みまして、平成27年、環境省から、これは特定外来生物に指定した中では初めて国内の根絶の発表をさせていただいているところでございます。この場をおかりして、そのことについて御報告するとともに、お礼を申し上げたいと思います。

それで、特定外来生物の指定ですけれども、平成17年に外来生物法が施行された直後、１年半ぐらいかけて90種ぐらい一気に指定をして、その後は新たに国内に侵入して問題になったものを、ある意味、逐次的に進めてまいったということでございますが、今お集まりの先生方にも随分御協力をいただきましたけれども、一昨年の３月に環境省、農林水産省さんのほうで、お手元にパンフレットも配っておりますが、生態系被害防止外来種リストを公表して、今、全体で400種以上このリストの中にありますけれども、このリストの中から、昨年度来、順次分類群ごとに指定を進めてきているところでございます。

昨年度は両生・爬虫類、魚類、植物について検討を進めた結果、この夏に24種類追加指定ということで、これは法施行直後以来のかなり多くの種類の指定ということになってございますけれども、それを加えまして、今132種類ということになってございます。今回の哺乳類・鳥類についても、リスト指定を受けて、現時点で指定するべきものだとか、あるいは今後の対策についても検討をいただきたいと思っておりますので、先生方の忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【若松係長】　本日の検討会について簡単に御説明いたします。本日の検討会は公開で開催することとなっております。また、本日の検討内容については、本日の御出席者に事前確認の上、議事録、議事概要として環境省のホームページで公表いたしますので、御承知おき願います。

また、本日の検討会ですが、これまで本グループ会合については、村上委員に座長をお願いしていたところで、本日も村上委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（　異議なし　）

【若松係長】　異議はありませんでしたので、以降の進行につきましては村上座長にお任せいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

【村上座長】　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思い

ます。

まず、議題(1)今回の検討の考え方について、資料１を事務局から説明をお願いします。

【若松係長】　それでは、私から資料１を説明いたします。

資料１、今回の検討の考え方についてということで、先ほど室長の曽宮から申し上げたとおり、平成27年３月に生態系被害防止外来種リストが策定されたことを受けまして、リスト掲載種の中から現時点で指定が可能と考えられるものの指定に向けた検討を昨年度から進めてきているところです。昨年度は、爬虫類、両生類、魚類、植物を対象に検討を進めておりまして、今年度は、それ以外の分類群、哺乳類、鳥類、昆虫類等陸生節足動物、その他の無脊椎動物について検討をしております。

進みまして、２つ目の特定外来生物の指定の全体方針ですが、(1)の優先順位についてです。生態系被害防止外来種リスト、本日、参考資料として黄色いパンフレットをお配りしていますので、こちらを横に置いて、あわせて見ていただければと思うんですけれども、この中には掲載種ごとにさまざまなカテゴリー分けをしていますが、特に今回の指定の方針としましては、被害の未然防止効果が高いと思われるような以下の区分に位置づけられている種を中心に検討を進めることとしております。

まず、定着予防外来種というのが、このリストの中では少し青っぽい色で表記されている、要は日本にまだ入っていなかったり、日本での定着・繁殖が確認されていなかったりするような種です。また、総合対策外来種のうち定着段階が侵入初期/限定分布のものということで、このリストでいきますと赤やオレンジ色ということで、既に日本に入ってきてはいるのですけれども、まだ一部地域にとどまっていて、法律で規制したときに規制効果が期待できるようなものということで、全体の方針として考えております。

(2)生物分類群別の検討の方針・進め方ですが、本日検討を進める鳥類につきましては、既に定着しているようなリスト掲載種については、比較的移動拡散能力が高く、自然分散していくようなものが多いために、指定したところで人為的な移動等の規制による効果が低いと考えられます。ですので、被害の未然防止効果が高

く、迅速に指定可能な種類として、定着予防外来種、また、総合対策外来種のうち定着が限定的であるものを指定候補とすると考えております。

その結果、パンフレットを開いて、鳥類の左から２段目の上のほうを見ていただきますと、水色が２種類ありまして、シリアカヒヨドリと外国産メジロとありますけれども、この中で外国産メジロについては、同定や識別の問題など、今後まだ情報収集をする課題が残されておりまして、本日はシリアカヒヨドリについて特定外来生物指定の検討をしたいと考えております。

また、それより１つ上、ヒゲガビチョウで、右のほうに「未」という漢字が書かれているかと思うんですけれども、これは現在、未判定外来生物に指定されているということで、輸入はできないような状況になっているのですが、実はこれが国内でも一部地域に定着しているということがわかっておりますので、本種についても特定外来生物の指定を検討したいと考えております。

また、鳥類の中ですと、リストの一番上にインドクジャクというものが赤色の緊急対策外来種として挙げられているのですけれども、こちらについては、現在、指定はしていないものの、沖縄県竹富町においては各島で防除が進んでおりまして、また、環境省でも全国での飼育の状況の把握に努めたいと考えているところでございます。

続いて、②哺乳類です。哺乳類については、このリストを見ていただいてもわかるとおり、リスト掲載種の多くの種が既に特定外来生物に指定されて、右側に「特」という字が書かれているような状況でございます。本分類群では、既に予防的観点からも多くの種類が指定済みということですので、現時点ですぐ指定候補という生物はおりませんが、生態系被害防止外来種リスト掲載種のうち、まだ特定外来生物に指定されていない少し残された種については、今後、防除を含めてどのような対策をとっていく必要があるのかということについて、本日、御意見をいただければと考えております。

めくっていきまして、未指定種について少しカテゴリーを分けております。未指定種のうちでも、特に生物多様性保全上重要な地域での防除が重要となると考えられる種としては、ノヤギ、クマネズミ、ドブネズミ、ノネコ、ノイヌを挙げさせていただいております。また、適正な管理が重要な種として、ノネコ、ノイヌ、カイウサギ、シマリス、リスザル、フェレットを挙げております。その他の種として

は、ハクビシン、ノブタ、イノブタ、ハツカネズミを挙げております。

最後に、３番目、今後の指定までのスケジュール（案）ですが、実は今年度、分類群ごとのグループ会合は本日の哺乳類・鳥類が最後となっておりまして、その議論の結果をもちまして２月中に全体会合を開いて、そこで各グループからの報告を上げて検討するという形になっております。そこで指定種が固まりますと、30日間パブリックコメントにかけまして、その後、外来生物法の政令改正の手続に入って、平成29年７月ごろに政令改正の閣議決定ができればというスケジュールで考えております。

資料１については以上となります。

【村上座長】　そうしますと、資料１に関して質問や意見がございましたら出してください。どこからでも結構です。

【石井委員】　資料１の２ページの哺乳類のところで、ノイヌ、ノネコが括弧に入っていますけれども、これはどういった意味合いですか。

【若松係長】　ノネコとノイヌが上の生物多様性保全上重要な地域での防除が重要な種のところにも入っているのは、基本的に、今回、未指定の種を３つのカテゴリーに分けたのですけれども、一部、特性が重複するような種がございまして、特にノネコやノイヌは、現在、生物多様性上重要な地域でも被害が起こっているような面もございます。また、当然、適正な管理が重要な種ともなりますので、両方に含まれるということで、どちらかというと適正な管理がメインかと思うんですけれども、こちらにも含まれますよということで、括弧で記載しております。

【環境省　立田外来生物対策室長補佐】　この会議自体が基本的に規制の検討をする会議ということであり、ノネコがほかのものと比べて防除優先度が低いという意図での括弧では決してないということは、誤解がないようにと思います。

【石井委員】　両方に入っているからということですか。

【立田室長補佐】　そうですね。重複して議論してしまうことになるので片方を括弧書きにしているということです。

【石田委員】　私が不勉強なだけかもしれないですけれども、外来種で防除と管理という言葉で区別しているのは何か意味があったのでしたっけ。別のところで池田さんなどが指摘されていることですけれども、外来種の管理と、特に哺乳類は、害獣の防除管理とは、本来、目的も評価の基準も手法も違うわけですよね。そこは明確にする必要があって、ここで防除と管理という言葉で分けていますけれども、地域で分けるのはわかるんですよ。対象として、今、絶滅危惧種がたくさんいるとか、生物多様性のホットスポットでやるべきことと、もっと一般的に広く日本全国でやることと、地域で分けるのはわかるのですけれども、言葉遣いとして管理と防除で分けるのはナンセンスなような気がするんですね。ここで違う言葉を使っている意味というのはどういうことなのかなと思いました。

【若松係長】　わかりづらい表現で申し訳なかったのですけれども、ここで防除と書いているのは、まさに野外での外来種の防除ということで使っておりまして、ただ、ここで適正な管理が重要な種として挙げているのは、外来種管理という意味での管理ではなくて、利用がある生き物ですので、利用上での適正な管理が重要になるという意図で管理を使っております。

【石田委員】　ノネコとかも気になるところで、括弧に入れてしまって、重要な地域であれば、ノイヌ、ノネコだって管理して防除すべきなのですね。それは手法的には明確なので、そこのところは、担当の方たちがしっかりとしていただくことは結構重要だと思うんですね。括弧に入れないで、ただ、そこで、やはり両方とも管理なので。利用しているか、していないかということであれば、まさに上にも入れたいノネコが、利用しているものは下なのかという話にもなる。根絶できないものに関しては、管理との中間的な手法にはなるわけですけれども。生態系管理ですよね。そこは、できれば環境省のほうは、要するにそういう考え方を対外的にしっかり説明していただかないと、動物愛護に対しての反論とか、そういうときに、すごく曖昧になってしまうんですね。

【村上座長】　管理という言葉は、動物愛護管理法の対象動物に対して、飼養の管理という意味でしょう。だから、それは適正な飼養というところにかかわってきて、ノネコ、ノイヌよりネコ、イヌですけれども、管理が必要という話として分けていると思うんですよ。フェレットの話もそうです。そういう意味で管理。

【石田委員】　適正な飼養という言葉ならすごくわかりやすいですよ。

【村上座長】　だから、飼養動物の管理というふうにしたほうがわかりやすい。

【石田委員】　その辺はきちんとした言葉を使っていかないと、何を言っているかわからないですよね。基本的に重要なところなので。

【村上座長】　そういうことをちょっと言葉で足しておいたらいいですね。

【若松係長】　そうですね。そこはわかりやすくしたいと思います。

【石田委員】　あえて揚げ足を取れば、ヤギは飼っていますけどね。その辺も含めて。

【村上座長】　ネコ、イヌだったら適正な管理で、ああ、そうか、飼養動物のペットやと思うんですけれども、ノネコ、ノイヌと書かれると上とかぶってしまうので、僕は、「ノ」を取ってしまって、下のほうはネコ、イヌとしてね。

【石田委員】　でも、ネコは飼いネコとノネコを区別して使っているので、ここはやっぱりノネコでないと意味がないですよね。

【羽山委員】　飼いネコでいいのではないですか。

【村上座長】　だから、飼いネコでもいい。

【石田委員】　下を飼いネコにするということですか。

【村上座長】　そういうこと。だから、これはペットのネコのほうですよと。

【石田委員】　その辺も含めて、環境省の方が、仕分けのときもそうですけれども、外来種に対しての考え方が整理できていなくて、研究者側から見ると、いつも曖昧なことを言っていてという感じがするので、ぜひここは書きかえていただきたいですね。

【村上座長】　一般の人にわかりやすいようにしたほうがいいという意味で。

【若松係長】　承知しました。

【村上座長】　僕は、ぱっと見たら、ああ、飼養動物の管理が書いてあるのだと思っていますから、動物愛護管理法だなとぱっと読んでいますけれども、そういうことがわかりやすいようにしたほうがいいですね。

　ほかにございますか。

【西海委員】　私も前回からの委員で、詳しいことをあまり存じ上げていなくて、質問させていただきたいのですけれども、クマネズミとドブネズミが特定外来生物に指定されていないというのはどういう理由なのかなと、ちょっと不思議に思うんです。

【若松係長】　まず、クマネズミのほうですけれども、日本全国でまん延している状況で、それと導入時期も大分前の生き物と言われています。外来生物法では、特定外来生物は基本的には明治以降に導入されたような動物を対象に指定していこうということになっておりますし、また、衛生害獣として多く駆除などもされているようなものですので、生態系や農林水産業への被害に関する特定外来生物というところにはこれまで合ってきていないところがあります。

　また、ドブネズミのほうも、ほとんど同じような理由ではあるのですけれども、さらにラットの利用などもありまして、規制するとなると社会的問題というところ

も大きいかと思います。

【成島委員】　ある意味ではハツカネズミも一緒ですよね。

【若松係長】　そういった意味では、ハツカネズミも、マウスの利用もありますし、これまで指定はされていないところです。

【石田委員】　法律のすみ分けということは最初から言われていますよね。たしか、ほかでこの法律よりもより厳重に管理されるものであれば、そちらへ任せるということでよろしいのですよね。

【若松係長】　そうですね。同じような規制効果がある規制が別法でかかっている場合には、そちらに任せるという整理にはしております。

【石田委員】　その上で、衛生害虫とかだと人が住んでいるところでないと効力がないから、保全が必要な、人が住んでいないような場所では、ここで担保するということですが、私がこの会議で４～５年前に最初に言ったときは、やはり入れないとまずい状況がたくさんあって、ＩＵＣＮなんかでもクマネズミは本当にトップに出てくる生物ですよね。ニュージーランドでも。だから、なぜ入っていないのかということは指摘した上で整理してくださっているのだと思うんですけれども、なかなか入らない。時間がかかっている理由が、不思議といえば不思議な気はするので。

【村上座長】　生態系への影響というところでは、ハツカネズミの生態系への影響は少ないのですよ。だけど、クマネズミ、ドブネズミというのは他種に対する影響が非常に大きい。そういう意味では選ぶべきだと最初から主張していたのです。でも、明治以降、分類が発展したし、植物の方から特に明治以降に限定しようという基本方針がありまして、それが一番のネックになって指定が見送られた。

【石田委員】　最初はいいんですよ。まず、リストをつくるときは、順番にやっていかないと混乱するので、それはいいんですけれども、４～５年前から、そこを外して、

もう少しちゃんと考えておこうということには……。

【村上座長】　原則的にはそうであっても、やっぱり悪いやつは入れようやないかという話が出てきて、その基本方針を多少崩してもいいのではないかという話が今出ている段階です。だから、今の段階でも、クマネズミ、ドブネズミというのは入れてもいいと僕は思っているんです。ただ、家屋の中におるやつは衛生動物で管理されていますので、いきなりそこまで広げるわけにはいかんという話です。

【石田委員】　そういう話ではないですよね。上と下は、地域を限定するか、広い範囲でということですよね。

【立田室長補佐】　外来生物法ですと、そういったことはできません。また、規制的な法律である外来生物法が、クマネズミの対策に効力を持つかということを考えたときに、何かしらの島で防除が必要というのは当然の話だと思いますけれども、それと法規制は切り分ける。

【石田委員】　それに適したカテゴリーをつくって今回入れたいということですか。

【村上座長】　だから、地域限定みたいなものにすれば、ものすごく指定がしやすい。

【石田委員】　そこは大事なところですね。私たち科学者はすぐ忘れてしまうので。

【村上座長】　外来生物法は地域限定になっていなくて、全部一律にいくんですよ。だから、そこがネックなのです。

【羽山委員】　そういう改正はしないんですか。

【村上座長】　僕はしたほうがいいと思っているけれども。

【石田委員】　法律のことだから、省庁間の調整とかが必要になってくるんですよね。

【立田室長補佐】　省庁というよりも、法制定当初から、そういうものは重要地域、国立公園だったり自然環境保全地域において、そこに導入することの規制がかけられるというものがあるので、そちらでやるという整理になっているという形です。

【村上座長】　島嶼の防除重点地域みたいな話は常に出てくるので、それは特例として法律の中に盛り込めれば非常にいい話だと僕は思うんですね。

【立田室長補佐】　例えば北海道とか沖縄だけにした場合に、輸入を止めるというのをどうするかとか、そういったところが今の法律のたてつけ上からも課題は大きいと思います。

【村上座長】　既にまん延状態ですから、輸入は考えんでもいいと思うんです。ただ、国内移動は考えねばいかんですね。

【川上委員】　今回、哺乳類の対策を検討する種類は国外由来に限定されているようですけれども、例えば島嶼におけるイタチの問題とか、国内由来の生態系被害外来種はすごく大きな問題を抱えていると思うんですが、それが今回検討の対象から外されているのは何か理由があるのでしょうか。

【立田室長補佐】　外来生物法に基づく検討会だということがあります。その議論を排除するわけではないですけれども、もともとこの会議が、指定をしようとしているものがあるとき以外に開催されたことが一度もない会議なので、そういう意味では、今回、リストができたことを受けて、哺乳類も含めて全分類群、指定を考えているものがなくても、やはり一度御意見を伺うという形の開催をしたほうがいいだろうという観点からやっています。時間的な制約もあるので、海外のものに絞っているということです。ただ、対策で議論されるときには、国内のものも、もちろん御意見としては伺うことはできると思います。

【村上座長】　基本的には、外来生物法というのは国外由来のものを対象とすると法律で

明記されている。したがって、国内由来は特定外来生物にはなり得ない。それで、この中に入れるときに、それなら被害が起こっているものをちゃんとすべきだというので、リストの中には国内外来種を含めてやりましょうというところで合意して出発した。したがって、その法律に縛られないで、管理、防除はせなあかんのだから、入れましょうという話で、これは入っています。そういう意味では、それはわかった上でやっています。ただ、国内外来種に関しては、そうしたら防除はどうするのだという話を積極的にやらなければいけないですが、今のところ、国内外来種に関しては、どうもそれほど積極的でないということですね。

【池田委員】　１点確認ですけれども、今のもともとの定義、海外から入ったもので、明治以降、これは今後……。

【村上座長】　明治以降は方針であって、法律には入っていない。基本方針の話であって、外来生物法の法律そのものには入っていない。それは一緒にしたらいかん。

【池田委員】　そうですね。海外由来というところは、定義を変えないことには何ともならないということですか。明治以降に関しては基本方針であって……。

【村上座長】　基本方針ですから、これはちょっと柔軟にできる。

【池田委員】　と理解してよろしいのでしょうか。

【若松係長】　基本方針も閣議決定は必要なので、そう易々とは変えられないのですけれども、まさに特定外来生物の定義は外来生物法の一番最初に書かれてしまっていますので、ここはなかなか変えがたいところだと思っています。

【村上座長】　皆さんに参考資料２を見てもらって、４ページ目に「選定の前提」というのがあります。その２行目に「原則として、概ね明治元年以降に」ということが入っている。「原則として、概ね」という言葉が入っているので、もう少しそれを緩めても運用としていいのではないかという話が出ている。クマネズミ、ドブネズミ

に関しては、運用によってそこを扱う。「原則として、概ね」だから、いいのではないかという話で僕らは議論していた。そういうところで、僕は指定してもいいと思っているほうなので、何とか指定することができないかな、こんな悪さをするやつを入れへんのはおかしいなと思っているんですが、指定の効果というところがどうかというのは感じます。ただ、指定することは意味があると僕は思っています。やっぱり指定しているほうが弾みになる。今、京都府の冠島でオオミズナギドリがドブネズミにすごくやられています。それに今、誰も手をつけていないのですが、オオミズナギドリのグループが何とかならんかと言ったときに、予算がつきにくいという問題があるんですね。だから、そういった問題を考えると、特定外来生物に入れておいたらもっと楽なのにと僕は思います。生物多様性保全のための外来種管理みたいな形でやらなしゃあないかなと言うたんですけれども、そういう枠組みでも使ってやらんと、とにかくすごくやられています。

【立田室長補佐】　希少種の保全であれば種の保存法があって、法と関係ないレッドリストが、認識も高くて、効果が高いという状況にあります。黄色いパンフレットのリストがそのようなものになっていないということはあると思いますが、規制がなじむものとなじまないもの、たとえばどうしてもネコみたいに絶対に規制対象に入っていかないものが存在する以上、リストの中で緊急対策外来種とかというのは、予算上もやはり優先的にやっていただくということは、理解を広めていかないといけないことであるとは思っています。

【石田委員】　法律の使い分けは多分あると思っていて、特定外来生物にすると例えば移動できないとか、結構制約もあるんですよね。現場サイドから言えば、特定外来生物にすることだけがいいとは必ずしも言えなくて、ただ、やっぱり国内移入の問題というのは外来種の本質なので、常に検討課題に上げて、何らかの形でコミットしていくというのは大事だと思うんですね。そこを法律的にどううまく定義していただくかは私たちにはわからないので。

【村上座長】　せっかく外来種リストに国内外来種を入れたのだから、それらについてどう扱うのかということを１回考えたほうがいいと思いますよ。せっかくつくったこ

のリストをどうやって活用するのか。リストというのはあくまで防除の手段であって、これが目標ではないはずなのですね。その辺の話が後で一番議論になることだと思います。いきなり国内外来種の話で、重要だから出てくるのはようわかるんです。そういう意味では、議論はしておく必要がある問題だと思っています。

現状の課題みたいなところは今まで大分出てきたと思いますが、そのほかございますか。なければ、資料１に関してはこれで終わります。

そうすると、議事(2)特定外来生物等（鳥類）の選定について、説明をお願いします。

【若松係長】　そうしましたら、お手元の資料２に沿って御説明いたします。

資料２を１枚めくっていただきまして、まずシリアカヒヨドリの情報になっております。本種はＩＵＣＮの選んだ世界のワースト100外来種にも選ばれておりまして、原産地はパキスタン、インド、また、東南アジアのあたりと言われておりますけれども、既に世界では太平洋の島々に侵入されて、農業被害などを引き起こしている種です。日本ではまだ未定着と言われておりまして、一部、神奈川県で観察例があるということですけれども、それは単発的なもので、その後は確認されておりません。

評価の理由といたしましては、海外の事例では、似たようなところにすんでいる在来の鳥を追い出してしまうということが知られておりまして、もし日本に侵入・定着した場合に、同じような被害を引き起こすおそれがございます。

ちょっと飛ばして２ページ目に行きまして、どういった鳥かといいますと、まさにヒヨドリのお尻の部分が赤いような鳥になっておりまして、ヒヨドリより大きさは少し小さめです。同属の鳥としては、日本にはシロガシラというものが南西諸島に分布しておりますけれども、このうち沖縄にいるシロガシラは移入種の可能性があると言われております。

続きまして、２種目のヒゲガビチョウも続けて御説明いたします。こちらにつきましては、現在、近縁種であるガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウの３種が既に特定外来生物に指定されておりまして、ガビチョウ指定の際に、本種もチメドリ科の１種ということで未判定外来生物に指定されているところです。ですので、指定以降、輸入は全くない状況ですが、国内での飼養や移動には規

制がかかっておりません。ただ、基本的には、未判定外来生物というのは国内にいないものを選定すると基本方針には書いておりまして、今、基本方針と現状が食い違っているような状況となっています。というのも、本種は1998年に愛媛県で初めて確認されておりますので、当時はまだ定着情報が十分ではなかったと考えております。ただ、その後、高知県にも広がっていることが確認されておりまして、現在では高知県の西部であったり、愛媛県の広い範囲で定着しているということが記録されております。

本種の評価の理由ですけれども、既に特定外来生物に指定されている先ほど申し上げた３種のガビチョウと、１種、ソウシチョウ、全部チメドリ科の鳥ですが、これらについては国内で在来の鳥類群集に影響を与えているという報告がございまして、本種についても、今は四国の一部だけですけれども、今後、分布を拡大した場合に同様の影響を及ぼすおそれがあると考えております。

続きまして、資料３のほうもまとめて御説明したいと思います。資料３、横長の表ですが、ただいま御説明した２種の鳥類を特定外来生物に指定するとした際の、そのほかの未判定外来生物等の指定の仕方を案として載せておりまして、まず表の上段がシリアカヒヨドリですけれども、未判定外来生物としては、特に外見の似た鳥は海外ではいない、見分けは可能だということです。また、同属の中でも、特にこの種が農業被害などを多く起こしているという状況のようですので、未判定外来生物はなしとしまして、また、種類名証明書の添付としましては、同属のシロガシラ属の全種について、輸入の際に証明書をつけていただくような案で考えております。

また、下段のヒゲガビチョウについても、未判定外来生物としましては、既にチメドリ科の全種が未判定外来生物になっているところですので、新たな指定はなしと考えておりますし、種類名証明書の添付につきましても、チメドリ科の全種で今要求しているところですので、変更はないと考えております。

以上で私からの説明を終わります。

【村上座長】　そうしたら、まずシリアカヒヨドリの指定に関する話、資料２・３をあわせて、どこからでも結構です。

【川上委員】　シリアカヒヨドリだけではなく、ヒゲガビチョウもそうですけれども、現在の日本での動物園等での飼育状況がもしわかれば、どの程度あるのかを教えていただければと思います。

【若松係長】　日本動物園水族館協会さんの検索システムで調べてみたところ、両方とも検索は出なかったので、加盟している園館ではないと考えております。ただ、加盟していない園館については、情報はない状況です。

【村上座長】　川上さん、「神奈川県で観察例がある」となっているのですが、今はどうなっていますか。

【川上委員】　これは本当に単発的なもので、それ以降、特にまとまった情報等もないので、恐らく定着はしていないと思います。

【石田委員】　それに関連して、２ページの社会的要因のところに「飼養されている可能性がある」と書いてありますけれども、この「可能性がある」の根拠は、単発の川上さんたちの記録以外に何かあるのですか。「可能性がある」と書いてある理由です。

【村上座長】　動水協に登録されているところはないのだけど、動水協以外の可能性がありますね。

【石田委員】　そういう意味ですか。

【村上座長】　そういう意味でしょう。

【石田委員】　具体的な情報があるわけではないですね。

【村上座長】　検索するのも不可能に近いから、どうしようもない。

【若松係長】　特にほかに情報があるわけではないですね。

【石田委員】　過去の例えば輸入歴で結構数が多かったとか、この辺は、それこそ事実なり証拠に基づいて書かないと微妙なところで、いいとは思うんですけれども。

【若松係長】　種類名証明書の添付が必要なものですと輸入量を把握することができるのですけれども、それ以外の生き物で、何という種がどれだけ入っているかというのは情報がない状態です。

【西海委員】　実際指定されて、ペットとして飼養している人がいるということになると、どうなるのですか。足輪をつけて、報告とか申請をしてくださいねということになるのですか。

【若松係長】　指定をした段階で既に飼育しているような個体があった場合は、その個体に限り継続の飼養等の許可を出すことができますので、その際に特定外来生物の飼養等施設という絶対逃げないような基準に合った施設と、個体識別のための足輪をつけていただいて、継続飼養が可能になります。

【村上座長】　あと、繁殖抑制もするのではないですか。

【若松係長】　そうですね。その個体のみですので、もし卵を産んでも、それは処分いただくという形になります。

【石田委員】　今いるということは、繁殖させているという前提があり得るわけですからね。

【若松係長】　鳥の寿命の詳細は把握していないのですけれども、もしいたとしたら繁殖させている可能性はあります。

【石田委員】　とにかく卵は廃棄ということがはっきりしていればいいと思います。

【村上座長】　これに関しては指定することが妥当と思いますので、いいのですが、そうしたら、ヒゲガビチョウについて議論を進めましょうか。これについて、どこからでも。これは、今、未判定外来生物に入っているのはカテゴリーとしておかしい。既に定着しているのだから、これはむしろ特定外来生物に指定してしまったほうがすっきりするという話ですね。

【石田委員】　しないといけないですね。

【村上座長】　むしろしないといけないという話ですね。

【若松係長】　現状から白黒をつけないといけなくて。

【村上座長】　仕分けが難しいですね。これを入れていると変なことになりますね。

【石田委員】　これは証拠もはっきりしているので、全く問題ないと思います。

【村上座長】　そういう意味では、もっとすっきりしておって、これは入れるべきと。

【石田委員】　いや、入れないとまずい。

【村上座長】　特に議論はありますか。なければ、この２種類を特定外来生物に指定することに関しては、ここでは合意したということで、よろしくお願いします。

鳥類の資料２・３はこれで承認ということで、そうしますと、哺乳類について、これは今後の対策等についてと書いてあるのですが、選定の問題も含めて議論したほうがいいと思いますので、どこからでも。まず説明してもらわなあかんですね。資料４、よろしくお願いします。

【若松係長】　それでは、資料４に沿って御説明いたします。

まず、資料４の１ページ目、このページ全体で生物多様性保全上重要な地域での

防除が重要な種を挙げておりまして、資料４全体では、現在、生態系被害防止外来種リストには載っているけれども、特定外来生物には指定されていないものが、国外由来のものですけれども、全種載っているという状況になっております。本資料に沿って、今回、指定の対象ではないのですけれども、今後、生態系への被害を考えたときに、どういったことを対策としてやっていくのがいいのかといったことを中心に御意見をいただければと考えております。

それでは、１種目、ノヤギから御説明しますと、皆さんも御存じのとおりかとは思いますけれども、特に島嶼などで侵入・定着しているものが生態系に被害を与えている状況で、特に小笠原であったり、伊豆の八丈島などで問題になっております。具体的な被害としては、下層植生を荒らして、全て食べてしまうような状況もございまして、そういったことが起こると土壌の流出なども起こっている状況でございます。ただ、本種につきましては、南西諸島などを中心に家畜として利用されておりまして、乳用、肉用として現在国内でも相当数利用されている状況です。

続きまして、２種目のクマネズミですが、先ほど申し上げたとおり、弥生時代には既に国内に侵入していたと考えられておりまして、本種は、もともとは草食性が強いと言われているのですけれども、現時点では、特に離島に侵入しているようなものについては、海鳥の繁殖に大きな被害を及ぼしている。特に、小笠原諸島であったり、また、奄美大島などでは在来のネズミと競合などもしているということが知られております。ただ、本種については、拡散の経路としては船舶や航空機、荷物などへの侵入により広がっていると言われておりまして、外来生物法では、意図的な運搬は規制できるのですけれども、効果という点で、そこまで見込めないのではないかとも考えております。

３種目、ドブネズミですが、相当古くから国内には侵入している種でございまして、日本では縄文遺跡からも発見されている状況です。こちらもクマネズミ同様、離島に侵入した際に海鳥の繁殖などに大きな被害を与えておりまして、小笠原諸島であったり、北海道のユルリ島、モユルリ島、また、先ほど村上座長からも指摘いただいたような本州周辺の島においても被害が出ている状況です。

ただ、こちらについても、また、先ほどのクマネズミにも言えるのですけれども、指定はされていないのですが、防除については地域で進んでいる事例がございまして、特にクマネズミは小笠原で防除を行って、聟島などでは最近は確認されて

いない状況ですし、ドブネズミにつきましては、北海道のユルリ島、モユルリ島では2016年秋に根絶した可能性が高いということが報告されている状況です。また、ドブネズミの社会的な特徴としましては、ラットとして育種されている系統がありまして、実験動物として広く用いられている状況があります。

めくっていただきまして、適正な管理が重要な種ということで、先ほどちょっと御指摘いただいたので、むしろ適正な飼育等が重要な種ということでまとめている種になります。まず、ノネコですが、日本には弥生時代には導入されていたと言われておりまして、現在ではペットとして飼われているネコが逸出したり、遺棄されたりということで野外に定着して、ノネコとなっているものが多くおります。特に問題となっている地域は、やはり南西諸島などを中心に定着しているものが生態系に被害を与えておりまして、沖縄北部のやんばるでオキナワトゲネズミなどに被害を与えていたり、また、小笠原では固有種に対して問題を起こしている状況になっております。一番右に書いておりますけれども、ネコの飼育頭数としては1000万頭弱ぐらい現在でも飼われていると言われております。

続いて、ノイヌですが、現在、全国各地に分布しているようなもので、多くが飼育個体の逸出であったり、遺棄によって野外に定着している状況になっております。特に問題となっている地域としましては奄美や、最近、沖縄のやんばるで増えているという情報も入ってきているところです。沖縄県においては、ヤンバルクイナであったり、ケナガネズミの噛み殺された個体から、これはノイヌに殺されたのだろうという結果が出てきておりますし、また、海外ではヒツジ等が捕食されるという被害も出ているようです。本種はネコよりさらに多く飼われていて、こちらも国内で1000万頭は飼育されている状況になっております。

めくっていただきまして、３枚目に進みますが、カイウサギです。こちらも飼育されていたものが逃がされたりということで野外に定着している状況で、日本では、やはり多くの島嶼に定着したものが問題になっている状況です。これもネズミと似たように、オオミズナギドリ等海鳥の繁殖地で繁殖阻害という形で影響を与えていると言われております。社会的特徴としては、ウサギはイヌ、ネコに次いで国内では飼育頭数が多い生き物と言われていて、相当の数が飼育されている状況になっております。

続きまして、２段目のシマリスですけれども、一時期、意図的に各地の公園など

に放出されたような個体が一部定着、もしくは交雑などしているのではないかということが疑われております。特に、御存じのとおり、北海道には固有のエゾシマリスという亜種がもともとおりまして、その亜種と外国産の放出されたシマリスが交雑するおそれがあると考えられております。また、本種についてもかなり人気の高いペットとして、平成26年度ですと7500頭が輸入されているという記録がございます。

続いて、リスザルですが、個人で飼っている方はほとんどいないとは思うんですけれども、一部、飼育しているような施設で、敷地外にリスザルが出てしまっているような事例があるということが知られております。そのほか、多数の飼育している施設で逃亡したという事例もございます。本種についても、海外では逸出したものが野生化してしまったという例もありまして、日本でも逸出したものが野外に定着すれば、農作物であったり、在来の昆虫の捕食等の影響が懸念される状況になっております。

一番下、フェレットですが、ペットで相当数が飼われておりまして、こちらについては水色の未定着の外来種ということにはなっていますけれども、野外では確認例が何件か出てきているような状況です。ただ、繁殖しているという情報は今のところ確認されておりません。本種についても、もし日本で定着してしまった場合には、肉食の哺乳類ですので、在来生物の捕食であったり、在来のイタチ等との競合が懸念されております。本種も相当量が飼育されていまして、飼育量としてはイヌ、ネコ、ウサギに次いで国内では４番目に多いと言われています。飼育人口としては９万5000人程度ではないかと推計しております。

さらに１枚めくっていただきまして、その他の種について御説明いたします。まず１つ目がハクビシンですが、多くの地域ではかなり普通に見られるような状況になっているかと思います。本種は江戸時代に持ち込まれたという記録がありますが、その際、台湾から持ってこられたと分析されています。もう既に日本列島ほぼ全域に分布しておりまして、生態系への被害としては、タヌキ等と食性がオーバーラップしているので、競合しているのではないかということが指摘されています。また、柿の実などを食べて農業被害も出てきておりまして、2014年度では全国で700ヘクタール、４億6000万円程度の農業被害が報告されているような状況です。また、かなり人里近くにも出没するような種になっていて、民家の中に巣くってし

まったり、糞尿により人間の生活環境に悪影響を与えている状況でもあります。一番右の社会的特徴ですけれども、本種につきましては、昨年10月の鳥獣保護管理法の基本指針の改定によりまして、農業従事者が農業被害を防ぐために自ら捕獲する場合に限っては、狩猟免許がなくても許可が出るという改正がされております。細かい条件としては、右のほうの社会的特徴に書いたとおりとなっております。

次に、２種目、ノブタ・イノブタですが、さまざまな地域で既に野外に定着している状況が報告されております。ただ、こちらについて、例えば小笠原の弟島に生息していたものは、環境省による防除により2007年以降は確認されておらず、2009年に根絶の報告がされております。被害といたしましては、イノシシとブタが交雑したようなものであったり、ブタが野生化したようなものですので、イノシシ同様の農作物への被害が指摘されております。

最後に、ハツカネズミになりますが、もう日本中に定着している状況です。導入時期などは不明ですけれども、こちらにつきましても航空機や船舶等に紛れ込んだ非意図的な導入だっただろうということが言われておりまして、特に島嶼においては、さまざまな生き物に悪影響を及ぼしている状況です。また、農作物に対しても食害などの被害を及ぼしております。社会的特徴としては、本種を利用してつくられたマウスは実験動物として広く用いられております。また、最近では、アルビノであったり、そういった系統のものはペットとしても流通しているようです。

資料４についての説明は以上となります。

【村上座長】　そうしますと、資料４の１ページ目、生物多様性保全上重要な地域での防除が重要な種というカテゴリーのノヤギ、クマネズミ、ドブネズミに関して議論をしたいと思います。どこからでも。

【川上委員】　枠組みの問題がすごくあるのだと思うんですけれども、今の生態系被害防止外来種リストと特定外来生物の間に当たる、野外での野生化した集団だけを規制するような法律をどこかでつくらないと将来的にはだめなのだと思うんですが、そういう議論は今まであるのでしょうか。

【立田室長補佐】　規制というのは放つことという意味ですか。

【川上委員】　要するに、特定外来生物だと全てのものが種として規制されてしまって、飼育等々が難しくなるというのがあると思うんですけれども、そうではなく、野生集団で、それに対する例えば飼育であるとか、移動であるとか、そういうものを規制して、法的な何かを与えて、村上先生が先ほど言われたように、指定されることによって管理とか防除対策が進められるような規制、まさにリストと特定外来生物との間に位置するようなものが将来的にないと、こういうものは、地域ごとの管理はできると思うんですが、分類群として管理するのは難しいのではないかと僕は思うんですけれども、そういうことは今まで議論されているのかどうか、今お聞きできればと思ったんです。

【立田室長補佐】　もともと当初の議論では、その手のものは、まず条例でやっていくというのが１つの手段だと思います。一方で、今、例えば小笠原にいるヤギだったり、いろんなものがいると思いますけれども、そういったものを単純に移動させるとか、捕獲するということに関して言えば、外来種対策という概念とは全く別ですが、自然公園法とかで捕獲ですとか、あるいは動物を放つことは禁止されていますので、そういう意味では、あるものもあるとは思います。ただし、川上先生がおっしゃるような概念で指定されているものではない状況です。課題としては、行動計画を議論する中では当然それは議論されている話ではありますし、行動計画をつくる中で、あるいはリストを作る中で、地域のリストが必要であり、そして、条例などを作っていくのが重要であるということが書いてあるのは、その概念にまさに合致しているものであるとは思います。

【村上座長】　外来生物法はがんじがらめの法律で、一部だけを活用するようなことはできないんですね。それがものすごく問題だという話があって、それをどう変えたらええかというときに、あの法律はがんじがらめで、ちょっとやそっとでは動かせないぞという話が出ています。それは繰り返し出ていて、僕らは、運用というか、もう少し柔軟にやったほうが生きてくるのではないかというのは、外来生物をやっている人は全部言っているんですよ。これは放置するより、そういうことができるようなシステムを考えるほうがいいと僕は思うんですが、まだまともには考えられて

いないですね。これは指定するときに随分やって、結局、やっぱり困難だなというので、ちょっと投げた部分がありましてね。

【立田室長補佐】　現実的な水際対策をどこで誰がやるのかとかいう問題がやはり大きい。国に入ってくるところでは、そこでの水際対策がかなり可能です。また、島とかであれば多少はあるとは思います。

【村上座長】　税関というのがありますから、それは水際対策が非常にやりやすいのですけれども。

【成島委員】　今日ここでの議論というのは、ここに書いてあるように、どのような対策が効果的であるかということについてなのですね。

【村上座長】　要するに、これは指定し残しているのですけれども、指定の困難なものだけが集まっているのですよ。ですから、この中から一番指定しやすいもので、必要なものを入れるべきだと僕は思っているんです。生態系への影響が大きいというのがはっきりしていますからね。大きいんやけど、それは今のシステムでは指定できないというのは、やっぱり何か間違っているぞという気がしていて、その辺を何とかしたいなというので議論しているんです。

【石田委員】　かなりいろんなものが入っているので、一遍に議論するのは難しいと思うんですよ。

【村上座長】　だから、その中で、今、生物多様性保全上重要な地域という非常に特化しているものを挙げているわけですね。

【石田委員】　いろんな形があるのですけれども、私は、まずクマネズミを突破口にして、クマネズミが入るような仕組みをつくっていくことで次へ行くのではないかなと思うんですね。それは私の個人的な考え方かもしれませんけれども。ほかのものは、ここで書いてあることがまだ不正確なことも多かったり、整理が必要なのと、

ノネコ、ノイヌは愛護団体の問題があるので、私は、その辺の情報整理がまだうまくできていないような気がしていて、ただ、クマネズミは状況が割とはっきりしていると思うんですね。

【村上座長】　クマネズミとドブネズミはそれほど違いがなく、生態系への影響は大きいのですが、問題は、非意図的な導入がほとんどで、意図的導入がないから……。

【石田委員】　いや、そんなことはないです。ノネコとノイヌはほとんど意図的なんですよ。

【村上座長】　１ページ目を議論しているんです。

【石田委員】　さっき括弧も入っていたので。わかりました。

　ドブネズミとノヤギ、特にノヤギは、そういう意味で言うと、少しノイヌとかノネコに近くて……。

【村上座長】　ノヤギは意図的導入になりますから、下の２つとは違う。

【石田委員】　クマネズミは、医学的なものはともかくとして、ペットとしてかわいいから飼って、それが野放図にということはないですよね。

【村上座長】　ドブネズミもそうですよ。だから、クマネズミとドブネズミは、それほど違いはないと思っています。場合によってはドブネズミ、場合によってはクマネズミと。

【石田委員】　だから、その２つでもいいですけれども、ノヤギはやや……。

【村上座長】　ノヤギは入れることの効果みたいなところ。

【石田委員】　狩猟法との問題とか、奄美の場合はとっても食べられないとか、特定の処

理をしないと撃ってはいけないとか、いろいろほかの法律との兼ね合いがあるみたいなので。もちろん、ノヤギも入れていただければいいとは思うんですけれども、まずクマネズミを中心に考えて、ドブネズミと。

【村上座長】　ここに挙がっている３種類は、やっぱりかなり優先度が高い種類だと思っているんですが、既に定着して分布が拡大しているし、ノヤギは別にして、それについて、それを指定することの効果は、僕は、先ほど言ったように、まだ効果がある部分があって、いいと思うんですが、どうしますかね。家屋内の問題がありますから、衛生動物として扱われているというのを仕分けしたらいいんですけどね。

【石田委員】　一番問題になっている地域をもう少し限定していただくと問題が整理しやすいかなと。鳥類の観点から言いますと、無人島に釣り船が行って、それで帰ってしまう。無人島に繁殖している海鳥がかなり捕食されているというデータは恐らくたくさんありますよね。だから、その辺をもうちょっと書き込んでいただいて、その辺から、何らかの形で法律できちんと手当てしないと、そういったものに対してコミットできないというところから入っていっていただきたいということを申し上げているつもりなんです。まだここに書いていないですよね。地名は書いてありますけれども、名もないというか、みんなが知らないような無人島に釣り船がたくさん行くわけですね。そこでクマネズミが入ってしまって、ウミツバメとかウミスズメとか、そういったものが捕食されているという例はかなり……。日本の場合、離島のそういう調査を定期的にやっている人がほとんどいなくて、長谷川博さんが一時期、クロウミツバメの営巣地へ行ったりしていましたけれども、やっぱり個人では手に負えなくて、組織もなくて、情報が系統的に長期間はないのですが、断片的にはあっちこっちで上がっていて、特に釣り船が定期的に行くというのが大きいんですよね。だから、その辺は情報として書き込んでいただいて、多分個別の情報は結構あるので、そういったものを何らかの形で法律で手当てする。種の保存法ももちろん有効ですけれども、外来生物法でも、国内移入の問題もあって手当てしていただければなと。奄美大島のケナガネズミは、言われているんですけれども、具体的なデータがなくて、今、森林総研の方とかが調査を始めているので、これからデータが出てくるとは思うんです。ただ、マングースが駆除されているので、ウサギ

にしても、個体群としてはすごく回復しているんですよね。だから、情報として離島の海鳥というのは入れていただきたいなという気がします。釣り船の関係ですよね。誰が持っていくのか。

【村上座長】　確実な情報があれば入れたほうがいいですけれども、その辺のところがちょっと……。

【石田委員】　ですから、ネコがウサギを食っているとか、その程度の情報であれば、その何十倍という情報が多分あるはずなので。海鳥は、カンムリウミスズメにしても結構定期的に行って観察している方がいて、食痕とかを見ていますので。実はカラスだったとか、そういうのもあるのですけれども、ネズミに食われた死体とかは、野鳥の会とかの方に聞いていただければ多分たくさん情報はあると思います。

【立田室長補佐】　リストでは、個別種について、もっと詳しい情報の個票を作ることになっています。今回ここに挙げているのは、網羅したものを議論するために作ろうとした意図ではありませんでしたので、そういう意味で、抜けているというよりは、代表的なものを記載しているということを御理解いただければと思います。

【石田委員】　どこを規制したいかというのはあると思うんですね。釣り船の規制は法律上ないんですね。

【立田室長補佐】　法律では、非意図的に随伴する物自体を規制することはできません。生物そのものの移動以外を規制することができないですので、やはり非意図的なものは法律上なかなか難しいということはあります。

【村上座長】　でも、非意図的なものを放置することはできないというところですね。それを言うと、昆虫なんてほとんど非意図的なので、そこが一番問題なんですよ。哺乳類は非意図的の代表者ですから、そういう意味では、これに関しても少し手をつけたいな、手をつけるにはどの辺からやったらいいかなということをちょっと考えないといけない。あるいは指定の効果みたいな話も常に考えなあかんので、まず輸

入をストップできるかとか、飼育をストップできるかとか、どれがこれを指定することのメリットかという、その辺のところの整理をしておかんと、あとの指定に対しては、その優先順位のつけ方、それも一番重要なのは生態系への影響だと思うんです。生態系への影響で高いものは何らかの形で指定したほうがよろしいというのが基本原則だと思うんです。そういう意味では、この種類はやっぱり入れたほうがいいなと思っているんですけれども、今まで池田さんも一緒になって、哺乳類ですから、哺乳類学会でも動いているんですが、これはなかなか難しいのが現状です。

【石田委員】　例えば、多分クマネズミなんかは今でも外国船に乗っかって入ってくると思うんですよ。北海道大学の鈴木先生の遺伝的データとかを使うと、今まで日本にはいなかった家系のクマネズミが入ってくるとかということもあると思うんですね。その辺も含めて、ちゃんと管理する必要があるということは、場合によっては言えるかもしれないですね。ちょっとへ理屈かもしれないですけどね。

【立田室長補佐】　本当にその種が国内に入っていなければ、違いがあるものだけを規制することは可能かもしれないですが、恐らく座長のおっしゃることは、きっとそこでは解決しない指定の仕方なのだろうとは思います。

【石田委員】　一番大きいのは、やっぱり国内移入というか、対岸の本土から島へ持ってくるというのが大きいので。

【村上座長】　その規制は国内外来種について全部一緒なんですね。国内移動の規制は、昔、県境検疫という考え方があって、各県が自分のところには入らさんぞと条例をつくって守る。それが１つの手だという話があったのですが。

【石田委員】　問題提起で発信していくことによって、条例とかで例えば釣り船にはパンチを置いてもらうとか、そんなことでも、具体的にいえば、やることはできると思うんですよね。今、ネズミとりをつけている釣り船は少ないと思うので、そういうものを置いておくだけだって随分移動が減らせると思うので、その辺は哺乳類学会さんのお役目かなと思うんです。

【村上座長】　冠島なんかは、１年に数日間、泊まり込みであそこへお参りをするんですけれども、その食料、物資を持っていくときの問題がありまして、それはパンチなんかでとれません。２時間ぐらいで運んでしまいますので。だから、向こうで何とかせんと、途中のことを阻止するのは無理です。

【池田委員】　どうすればいいかとかという手はあるにせよ、それを一般の方が受け入れてくれるか、そのとおりやってくれるかというと、まずそれは期待できない。ですから、どうしても規制をかけるとなると、かなり強い規制になってしまって、それにどう対応していただけるかということを考えると、そこまで効果のことを考えると、なかなか打開策が見当たらないというのが現状なんですね。

【村上座長】　でも、これは生態系被害が大きいということが顕在化していますから、やっぱり何らかの形で考えるべきだと僕は思いますけれども、それは今後の課題として残して、次へいきましょうか。

【池田委員】　こういう中で、例えば地域指定みたいな形でというのはやっぱり無理なんですかね。

【村上座長】　やっぱりそうなってくるね。その話になってくると、結局、守るべきものを守るために何かするという格好になってくるんちゃうかな。だから、生物多様性地域戦略のもっと限定版みたいなことができれば。

【立田室長補佐】　そうですね。地域戦略は大部分の県で作られていて、レッドリストも全部の都道府県で作られていて、では、外来種の行動計画だったりリストが作られているかというと、あまり作られていない状態であります。戦略が例えば条例のもとに続いているものであったり、リストができているという形を少しずつでも進めていくことが、回り道だけれども、解決の方向につながる。今の外来生物法を少しいじるぐらいで国内由来のものを入れるというのはまず不可能であると思っていますので、それでいいかという問題は別として、やはりそれを進める必要はある。

【村上座長】　一般論で、僕は淀川水系の全体の環境問題を扱っているのですけれども、その中で、やはり外来種の管理というのは表に出にくいんですよ。ヌートリアが城北ワンドのイタセンパラの産卵母貝であるイシガイを大量に食っていますので、それは表に出しましたけれども、それ以外ではなかなか出せなくて、結局、ＲＤＢのほうのこの種を守れというやつはものすごく言いやすいんです。この種を守るために一生懸命考えるんですが、実は外来種がものすごくはびこっていまして、あっという間に外来種によってやられるんですね。その外来種の管理は入れていないんですよ。守るといっても外来種の管理を入れていないでやるから、全部失敗しているんです。僕は、そこを守るためには外来種管理をせなあかんというので、外来種管理をその中に入れさせて、やっとこのごろ外来種のことが進んでいます。外来種だけに特化して、この種類をやっつけましょうと言うたら、それは無理なんですよ。外来種の管理は、あくまで目標は生物多様性の保全であって、それは守るべきものを守るために外来種を管理するという視点ですから、その辺のところが案外きっちりしていなくて、だから話が途中でつぶれてしまうんですよ。

【立田室長補佐】　大体うまくいくところは、地域戦略の中に外来種対策のことをかなり明確に入れていくところから始まってという感じになると思います。

【村上座長】　外来種はＲＤＢにものすごく影響していますから、そこへ放り込んで、ＲＤＢ種を守るためには外来種の管理が必須であると。僕はそれが一番早道だと思っているんです。

【羽山委員】　関連して、レッドリスト種は７割以上が島嶼なんですね。絶滅種も大半が島嶼なので、そう考えると、まずは島嶼に対する規制がとても重要だと思うんですけれども、先ほどおっしゃったような自然公園法で環境検疫制度みたいなものは担保できるんですかね。つまり、例えば荷物検査ですよね。

【立田室長補佐】　難しいでしょうね。

【羽山委員】　だとすると、外来生物法で、地域指定で特定の地域には持ち込んではいけませんと。そのための監視ができるという仕組みをつくらないと、結局、これはいつまでたっても変えられないのではないですか。

【石田委員】　今、生物多様性の戦略というのは地方自治体に結構浸透していますよね。それぞれの県とか自治体が多様性の条例をつくるというのは結構普及している。外来種は国家戦略の４つの要因の中に入っていますので、書いてはあるんですよ。だけど、具体的に国内移入のことをあまり前面に出していないから、ここに書いてあるリストの種がいますねというぐらいで終わってしまっているのが多いのではないか。私は、埼玉県のほうは少し関知しているので、そういう印象を持っているんですね。生物多様性の国家戦略がうまく地方におりていっているみたいな仕組みを外来種についてもつくるというか、宣伝じゃないですけれども、普及啓発みたいなことができれば、ちょっと進むかなという気がするんですけれども、いかがでしょうね。

【村上座長】　国家戦略を地方版にしたのが地域戦略ですから、地域戦略の中へ位置づけるというのは１つの考え方。ただ、地域戦略は、皆さん作文しはるんですけれども、絵に描いたもちになっているんです。正直言うて、そこが一番問題で、まだ活用されていないんですよ。書くときに割と書きはるんですけどね。実は僕も作文にかかわったんです。

【石田委員】　国家戦略の４つに入っているので、外来種は大抵ちゃんと書いてあるんですね。だけど、具体的に外来種に対してどうするかということになったときに、もとの外来生物法が基本的には海外と国内しか区別していないので、その先へ進まないと思うんですね。だから、地域はこうしなさいじゃないですけれども、地域におろしたときには、それは県境であったりとか、島であれば本土と島であるとかということをもう少しはっきりとどこかに書き込んでいくということかなと思うんですね。

【村上座長】　このリストをつくるときに、重要な生態系の場所として、島嶼だけ別扱い

にしようかという動きがあったんです。だけど、それだけではあかんので、そのことを意識しながら――だから、リストも、重要な地域、小笠原とか、そういうところを意識しながら書いているんですが、そこを特出しした形になっていないという話になっていますね。

【石田委員】　モニタリングサイトのほうだと、今、地域だけではなくて、地理区というか、日本全国を10区分にしていますよね。

【村上座長】　生物地理区。

【石田委員】　生物地理区というか、生物的な特徴のある日本海側とか、そういう10の区分の中から、その間で移動するようなものについては注目して、ちゃんとモニタリングしようということをかなり打ち出していますので、図も必ずそういうふうに線を引いて書いているから、まず、そういったものもお互いに入れ込んでいっていただくといいと思うんですね。だから、日本全体としては、その地理区を越えて移動させるようなものは、国内移入の中では一番大きな問題で、それ以外に、同じ区の中でも本土と島というのがあるわけですね。

【村上座長】　沖縄なんかはちょっと離れただけで地理区をまたがる場所があるからね。

【石田委員】　ええ。奄美なんかは境目なわけですから。鹿児島県内ですけれども、あそこですごくはっきりと分かれるわけですね。この中だけの問題ではないと思うんですけれども、お互いに乗り入れて、あの法律でこうなっているのだから、こっちもそうでしょうという、誰でもわかるような記述というんですか。

【村上座長】　これについて戦略が必要ですね。

　そうしたら、次のものに進みましょうか。２ページ目、適正な管理が重要な種で、昔から問題のノネコ、ノイヌですが、ネコの条例をつくって頑張っているところがありますね。

【石田委員】　最近、岡奈理子さんの御蔵島の話も聞いているんですけれども、奄美大島とかでも言われていることですが、ノネコの飼い方の歴史みたいなこと、要するに、昔の人は、田舎では、自分の飼いネコは子どもが生まれたらちゃんと淘汰していたらしいんですよ。御蔵島でもそうだし、奄美大島でもそうだし、私は秩父でクマの調査をしていますけれども、そこで猟犬を飼っている人たちは、必要のない犬は淘汰してきた。ところが、動物愛護とか、動物を淘汰することが悪であるみたいな考え方を一部の愛護団体とかが推進して、動物を管理することを悪いことだと。その結果として、管理し切れなくなったものを野に捨てる。

御蔵島の場合は、岡さんの話がすごくおもしろくて、もともとあそこはオオミズナギドリが大事な食料だったわけですね。それを食べるために、彼らはちゃんと資源管理していたわけです。あるとき、野鳥の会ですけれども、野鳥を食べるのはけしからんと、かなりたたいて、そのときの調査を私も学生のとき手伝ったのですが、その結果として地元の方が動物管理に自信をなくしてしまったらしいんです。それまで要らないネコは海に捨てていたのですけれども、奄美の人もみんなそうらしいのですが、そのときからネコを山に捨ててしまうというか、放してしまう。殺すことが悪いことだと。そういう文化の違いがかかわってきているので、そこをもう１度、飼っているものはきちんと管理するという考え方に戻す。それで殺すか殺さないかというのは社会ができる範囲ですけれども、そういうことを書いていただく。御蔵島の話は非常におもしろいというか、興味深くて、世の中の価値観を変えていかないと多分ノネコの問題は解決しないというところがあるので、そんなことを書いていただきたいと思うんですね。岡さんにヒアリングしていただいてもいいと思いますけれども。

【村上座長】　飼育というか、飼養動物ですから、適切な飼養が重要な種というのは必要な種ですね。重要な種ではなく必要な種ですね。そういうカテゴリーにしたらいいと思います。

【池田委員】　ネコに関しては、さらに厄介な問題がありまして、適正に飼育数を統制している場所もあれば、全くそうではないのがほとんどで、私は昨年から天売に絡んでいるのですけれども、島民全戸調査をして、どこから入手したか。予想どおり、

お金を出してネコを買った人は誰もいません。ネコはもらうもの、あるいはノラネコを拾って自分の所有物にするというのが常態化しています。私は、当初は島の特異状況なのかなと思っていたんですが、実は同じような調査が東京都でもありまして、東京都ですらネコを自分で購入している人は３割ぐらいです。

【村上座長】　３割もいるんですか。

【池田委員】　でも、それ以外は全部もらうか、ノラネコ。

【石田委員】　今、いわゆる保健所から引き取るというのはどのくらいの割合なんですか。

【池田委員】　引き取りは、ネコの率は非常に悪いです。イヌはほとんどはけるんですけれども、ネコは大量に余ります。持ち込んできたものははけません。飼い主が持ち帰っているような状態で、それが余っているので、また捨てられるという形になっているのだと思います。

【村上座長】　今の話はおもしろいですね。

【池田委員】　ネコを飼っている理由も、天売なんかは典型的ですけれども、ネズミを退治してくれると完全に思い込んでいますので、そのために一応飼っている。条例をつくっているので、きちんと台帳はあって、これは私の飼いネコだという状況なのですが、自分の飼いネコにさわれない飼い主がいっぱいいるという状態ですね。ですから、飼育を適正化するのは、ネコはかなり複雑で、難しいと思うんです。そういう面が条件によっていろいろ違うということも考えておく必要があると思います。

【石田委員】　でも、今のは一応飼いネコのことですよね。

【池田委員】　そうです。

【石田委員】　奄美とかで考えていることは、ノネコをきちんと管理する。要するに、現地から排除すればいいわけですけれども、連れてきてしまったものをなかなか殺せないので、そこをきちんとクリアしてもらわないと――環境省がというのではないですけれども、みんなでクリアしないといけないわけですね。石井さんもよく御存じですけれども。端的にいえば、１人ボランティアで狩猟してくださる方がいれば何の問題もない。現地でどんどん撃てばいい。狩猟獣なので。

【村上座長】　それが簡単にできればええけど、そこが難しいんちゃう？

【石田委員】　いや、難しくないです。だって、批判するような人は、山の中へ入ってきて、そんなことを見ていないですから。やっていますよと宣伝して連れてきてしまうから、それを処理できなくて、その後、ちゃんと責任をとれないのに、とってくるからいけないんですね。誰か１人撃つ人がいれば、すぐ解決するような問題なので。

【村上座長】　その人が集中攻撃を受けるのではないですか。

【石田委員】　その人は黙っていればいいので。田舎へ入っていけば密猟なんてたくさんあるんですよ。皆さん知っていると思いますけれども。だけど、ノネコは密猟ではないんですよ。狩猟獣ですよね。本当を言うと、環境省なり研究者の中でしっかりと合意形成して、もちろん動物愛護の担当の方もいるし、女優を連れてきていろいろ宣伝したりしますが、ノラネコと飼いネコは動物愛護の範疇でいいと思うんだけど、ノネコと定義できるようなものに関しては、野生生物の管理とか、外来種管理とか、種の保存法とか、国立公園法とか、本来いてはいけないところにいるわけで……。

【村上座長】　その間にはグレーゾーンがあって、これがノラネコかノネコかというのはわかりづらいでしょう。

【石田委員】　わかりづらいのもあるんですけれども、はっきりしているのもあるんですよ。だから、はっきりしているところだけでもとれれば……。

【村上座長】　いやいや、それはごくまれですよ。その辺で皆が騒ぐわけですよ。だから、その辺のところは関係者が話し合いながら解決していく道しかないんですよ。

【石田委員】　もちろんそうなんですけれども。

【羽山委員】　いや、ネコは飼いネコか、その他しかないんですよ。それはマイクロチップを入れれば簡単にわかるのだから、飼い主のいないネコは全部捕獲するでいいんですよ。

【石田委員】　捕獲した後が問題。

【羽山委員】　それはその地域によって考えればいいことで、そこはグレーでは全くないので、明確に区別できるのだから。

【村上座長】　飼いネコは時々遠出して食ってくるやつがあるでしょう。

【羽山委員】　だから、それは捕まえればわかるので。

【村上座長】　でも、それがおる限りは、やはり生態系への影響があるという話になる。

【羽山委員】　だから、守りたいところは徹底的に常に捕獲し続けないといけないわけですよ。

【村上座長】　だから、飼いネコを管理するとともに、とるという話で、そのためには……。

【羽山委員】　どっちかだけなんていうのはできっこない。

【石田委員】　だけど、連れてきてしまうと、小笠原の場合もそうですけれども、それを殺せないわけですよ。

【羽山委員】　そんなのは関係ないですよ。その地域で考えればいいことなので。

【石田委員】　考えているけれども、解決できない。その間に絶滅危惧種なんかがどんどん食われているのは問題があるわけで……。

【羽山委員】　それは決断ではないんですか。

【石田委員】　もちろんそうなんですよ。

【村上座長】　この問題を議論し出したら幾らでも……。今、シンポジウムがあっちこっちで開催されていて、大きな問題なんですが、とにかく飼っている人、地域住民との合意形成、そういう話が非常に重要な問題になってくる種類だと思いますよ。

【立田室長補佐】　これは動物愛護管理室と外来室でもっと連携をしていくということに尽きるかなとは思います。

【石田委員】　そこでも合意形成になっちゃったりして。

【石田委員】　殺処分に関しては了解をとっているんですか。奄美では、１回とったので、殺処分しようとしたら、本省からストップがかかったとかいううわさもあるんですけれども、違うんですか。

【曽宮室長】　要は、地域の中で現実的にどう対応していくのかというのはまた別の問題だと。

【石田委員】　すみません、うわさ程度の話なので。

【川上委員】　ヤギのときも、たしか小笠原で、自然研さんはよく御存じだと思うんですけれども、一番最初にやるとき、野生化しているヤギを殺すということに対して結構抵抗が大きかったという記憶があります。実際に担当されている方もすごく悩まれたり、外部からもそれに対する意見がかなり強かったと思うんですね。ただ、行政が覚悟を持ってやり始めて、それでやり方としてきちんと定着したら、その後は特に大きな波乱もなく実施することができたということがあると思うんですね。

そういうことを考えると、殺処分を含めてネコを本当にやるのであれば、行政側が一旦覚悟を持ってやって、筋道をつけるという方法がどこかで必要だと僕は思うんですね。それが確立すれば、もちろん反対意見は維持されるかもしれないけれども、それは、そういうやり方をしないと守れないんだというのが生まれてくるような気がするんですが、それなくして、それぞれの地域にとりあえず任せて、どこかがやってくれないかなと待ち続けるのは、僕はもう限界だと思うんですね。多分どこも出てこないと思うんですね。やっぱりそこは責任を持ってというか、覚悟を持って、環境省さんとかがどこかできちんと殺処分を含めたネコの管理を行うということをやらないと、続きはないと僕は思うんですけれども、そういうものを行政でやることは難しいんですかね。

【立田室長補佐】　私が外来室にいる感触としては、外来生物法ができたころと比べると、恐らく外来種全般の殺処分に関するネガティブな意見はとても少なくなってきています。それと比べるとネコだけが突出して違う状況であるという現状はあると思います。ほかのものもそうやって変わってくることができてはいるので、そこは時間をかける必要があるとは思いますけれども、ちょっとずつ世の中の認識も変わってきているのだろうなとは思っているので、今後も希少種室とか動愛室と連携して進めていくことだとは思っています。

【石田委員】　質問したいのですけれども、日本全国で、例えば環境省の認識で、本当にノネコの問題がまずいと思っていらっしゃるところはあるのですか。

【立田室長補佐】　それは、あります。

【石田委員】　私は、さっきのようなことを言いましたけれども、ノネコに関しては割と楽観しているんですよ。海外で英語で質問されたときも言ったのですけれども、もともとペットなので、やろうと思えばできる。さっきの１人撃ちたい人が本当に危機感を持って撃てば撃てるんですよ。そういう意味で言うと、確かにあまりヒステリックにならないほうがいいとは思うんですね。ただ、認識として、課題として、現実にきちんと殺処分でどんどん進めなければいけないということがあれば、そこは集中してやらないといけないところもある。一時期、やんばるでちょっとやっていましたけれども、小笠原でも途中までやって、なかなか最後までいかないんですよね。だから、多分日本の中で成功例は一つもないと思うんですね。頑張っているところはたくさんありますけれども。

【池田委員】　日本の中でというか、世界でもネコはないですね。完全に手を焼いています。

【石田委員】　ニュージーランドでも？

【池田委員】　やはり手が出せない状態ですね。結局、国民の反発がニュージーランドでさえ強いので。ネコ問題は重々認識していますけれども。別にニュージーランドにネコ問題がないわけではありません。でも、やはり有効な手を出せないでいるというのが現状ですね。

【石田委員】　だとすると、ノネコに関しては、少し冷静に、データに基づいて仕切り直ししたほうがいいと私は思います。

【池田委員】　先ほど言ったように、確かに日本の外来種を取り巻く状況はよくなってきていますけれども、ネコに関しては全く変わらないですね。

【石田委員】　全くということは多分ないと思うんですけれども。

【池田委員】　非常に高いままですね。

【成島委員】　ネコに関しては、先ほど羽山先生がおっしゃったように、飼いネコとそうでないネコをマイクロチップ等ではっきり分けて、そうでないネコについてはどうするかというのを、地域に任せてはどうかという御意見もありましたけれども、現時点では地域に任せてうまくやっているところもあるわけですから、そういうところから知恵をいただいてやっていく。

【池田委員】　でも、地域ではやっぱり無理です。判断できないです。

【成島委員】　でも、例えば小笠原なんかでは東京都とやって……。

【石田委員】　いや、だから、結局、それはうまくいかなかったんです。

【羽山委員】　それは言い過ぎじゃないですか。それは言い過ぎだよ。あれは父島だけだったら終わっている。そこがうまくいかない。

【石田委員】　平身低頭謝ります。皆さん、すごく苦労されているのはわかるんですけれども、科学者の立場から言うと、クマもそうですが、無駄なところに努力している嫌いもあるんですね。ノネコを駆除することも大事ですけれども、ノネコを減らすことよりも、生態系回復が最終的な目標なので、それが達成されるために、せっかくお金とか人をかけるのだったら一番効率的にやったほうがいいという観点からすると、あまり効率的にできていないような気がするんですね。

【羽山委員】　それは言い過ぎですよ。効率的にやるために、殺さないというやり方もあるのだから、それはその地域ごとに違うと思いますよ。一律に語らないほうがいいと思います。

【石田委員】　わかりました。

【石井委員】　ネコに関しては、ネコだけが特別なんですね。環境省は日本の生物多様性

を保全するという責任があるので、そのために必要なことはやっていかなくてはいけなくて、ネコに関しても、地域によっていろいろ状況は違いますけれども、１つのオプションとして殺処分が出てくるのは当然なのだということを、どこかできちんと認めて、いろんなところで言っていくというのが大事だと思います。みんなでそれは何とか避けたいというのだったら、自分たちでお金を出してもらったりしてやればいいわけですけれども、地域によって、あるいは状況によって、時間的に間に合うか間に合わないかという問題もありますから、必要な場合には殺処分が１つの選択肢なんですよ、そういうことが避けられない場合も必ずありますということを言っていくというのが大事かなと思います。

【村上座長】　それは恐らく言っているのではないですか。

【石井委員】　いや、あまり言わないですよ。

【石田委員】　それは丸めて言うと、場所によってはかえって摩擦が増えてしまってということなのでしょうね。

【石井委員】　うまく進めるやり方はいろいろあるかもしれませんが。

【石田委員】　ノネコの場合は、１つ成功例が欲しいんですね。世界中でうまくいっていないのだとすると難しいと思うんですけれども、今見ていると、徳之島は結構できそうな気もするじゃないですか。だめですか。小さい地域でもいいのだけど、１つ、最終的にうまくいったという例、その中には殺処分を、地元の方なり、その地域のネコ愛好家も含めて、ある程度同意するというところまで欲しいんですよね。

【村上座長】　ネコは事例がたくさん出てきたので、それについて、どういう状況で、何が問題だったかということを整理することが必要だと思うんです。一番の成功例ではどこまでいって、それはどこがネックになったかとか、そういった問題もきっちりと整理してやっておくことが僕は非常に重要だと思っていますので、そういう情報収集をまずやって、それで戦略を見つけるよりしゃあないんですよ。地域に任せ

っ放しではようわからんで、こういう地域ならこうだとか、メニューでそういった選択肢ができるような形にしないとね。

【石田委員】　さっき申し上げた歴史みたいなのは結構大事だと思うんですね。過去にはちゃんと管理していたわけで、それを外からいろいろと言われると、地域でちゃんと管理できたものが崩れてしまうということはあるので。これから社会も変わっていきますし、過疎化もどんどん進んでいるので、そういうことも含めて、将来的にどうなるか、若い人に作戦を立てていただくといいのではないかなと思います。

【村上座長】　これは果てしない議論になるので、この辺で切ります。

　カイウサギとか、シマリスとか、リスザルとか、フェレットがありますけれども、このうち……。

【成島委員】　ノイヌで教えていただいてもいいですか。

【村上座長】　はい。

【成島委員】　勉強不足かもしれませんけれども、ノイヌの場合は、狂犬病予防法はかかってこないのですか。

【立田室長補佐】　かかっています。

【成島委員】　そうすると、離れイヌを捕獲してということはオーケーということですよね。要するに、飼い主のいない徘徊しているイヌを捕まえて、３日間ぐらい置いておいて、飼い主が見つからなければ殺処分してしまうことは可能ということですか。

【立田室長補佐】　その法律に基づいてでなくても恐らく可能だと。それはネコもそうだとは思いますけれども。

【羽山委員】　狂犬病予防法だったら強制的に捕獲ができるので。

【池田委員】　ネコと違うのは、ネコはそういう管理する法律がないので、行政がネコに手を出せないのは、捕まえて、もし後で飼い主に訴えられたら100％裁判で負けるんです。だから、行政がノラネコには全く手を出せない状態になっていて、イヌは狂犬病予防法がありますから、それは対処できる。

【成島委員】　そうだとすると、ノイヌの場合は、ネコよりはかなり楽というか……。

【村上座長】　そのほうが楽でしょう。

【羽山委員】　２つ理由があって、１つは、捕獲して処分したことに対して批判をされたくない行政機関としては捕獲したくないというのと、もう１つは、捕獲する技術が今失われてしまっているんですよ。昔はイヌとりをやっている人がたくさんいましたけれども、今、技術者がほとんどいないので、とれないです。

【立田室長補佐】　イヌはネコと比べると問題を起こしている地域は限定されているというのはあると思います。そこは状況が全然違うと思います。

【成島委員】　そうすると、そこに集中的にエネルギーをかけると、ある程度コントロールできるということですね。

【羽山委員】　ただ、いつだか忘れちゃったけれども、行政機関として引き取り義務がなくなったでしょう。引き取り義務がなくなって以降は、ノイヌの問題は各地で起こっています。

【石田委員】　引き取り義務がなくなったというのはどういうことですか。

【羽山委員】　要するに、無責任な飼い主が引き取ってくださいと言ったら、昔は引き取り義務があったから必ず引き取らなければいけなかったのだけど、そういう人はだ

めですよ、もう引き取りませんよというのと、殺処分ゼロがこれだけはやってきたので。殺処分ゼロって簡単なんですよ。引き取らなければいいんだから。それで放置される例が非常に増えている。

【村上座長】　やっぱりネコとイヌとは一緒にはできないですね。管理の仕方が全然違うので。

【石田委員】　捕獲技術がないというのも結構課題のような気がしますね。奄美とか沖縄のやんばるで、最近イヌの群れがいて、とってくれと言ってもとれないらしいんですよね。追いかけていっても１匹ぐらいならとれるけれども、群れでいて、それで結構人に被害も出ているとかとやんばるでは言いますので、それは、それこそどこかで養成するしかないのかなと。

【村上座長】　３ページ目にいきましょう。フェレットのことをちょっと聞きたいんですが、フェレット協会では全部避妊済みのものを売買しているという話を聞いているんですが、フェレット協会に入っていないものはどのぐらいあるんですか。その実態はわかっていますか。

【若松係長】　フェレット協会を通しての輸入は、おっしゃるとおり、全て避妊・去勢したものです。

【村上座長】　そこが頑張ってはるのは知っているんです。だから、それを通じていなくて売買しているものはどのぐらいあるかというのはすごく気になっているんですね。

【若松係長】　その数は、先ほどの輸入量の話とも通じるんですけれども、具体的には何匹というところは把握できていないです。ただ、情報としては、避妊・去勢をしないフェレットは相当においがするらしくて、なので、今フェレット協会で流通しているのは、かなり小さいころに避妊・去勢して、体のサイズもそんなに大きくならないものを輸入してきているという状況で、それをしないと、フェレットは野生サ

イズで相当大きなところまで育ってしまうらしいし、それプラスにおいがきついというところがあるので、一般的にかわいいフェレットというイメージのものは、ほとんど避妊・去勢されているもので、さらにもうちょっと踏み込んだ愛好家みたいな方は、ひょっとしたら避妊・去勢されていないものを一定量飼って、流通しているかもしれないというところです。

【村上座長】　どこからでも。

【石井委員】　シマリスですけれども、26年度に7500頭輸入と書いてありますが、私は、病気の関係で、リス類はもう輸入できなくなったように思っていたんです。コレラか何か。

【成島委員】　あれはプレーリードッグではないですか。プレーリードッグは、リス類ですけれども、輸入禁止です。

【石井委員】　リス類はと思っていたんですけれども、全てではなくて？

【成島委員】　全てではないと思います。

【曽宮室長】　確認はしてみます。私も少なくとも記憶にはないですけれども。

【成島委員】　感染症予防法で輸入禁止動物が決まっているんですね。シマリスは入っていなかったと思います。

【石井委員】　じゃ、輸入できるんですね。

【成島委員】　きっとそうなんですね。

【事務局　中島】　恐らく衛生か何かの、輸出先が発行した、これは病気ではないですよというものをつければ入れられるというのがあって、サルだけは完全にだめですけ

れども。

【成島委員】　サルはだめですね。

【村上座長】　サルは全然だめね。

【成島委員】　コウモリも今だめですし。

【村上座長】　サル、コウモリはだめ。

【石田委員】　ウサギは具体的にどういう被害があるのか。オーストラリアとかであるのは知っているんですけれども。日本で、昔、ノウサギの森林被害というのは、一時期、野動研とかがやっていたんですが、私がそれこそ不勉強なのかもしれませんけれども、実際にこういう被害がデータ的に確認されているんですか。ノウサギに対しての影響は、例えばウサギウイルスとかのほうが……。

【若松係長】　環境省で今確認しているのは、石川県の七ツ島大島というところではオオミズナギドリの巣穴を占拠してしまう。島じゅうがウサギだらけの状況になりつつあって、オオミズナギドリに影響を与えているということで、こちらについては、資料にも載せましたけれども、環境省で防除のほうもやっておりまして、空気銃だったか、そういったものを使った防除を進めているということです。

【石田委員】　オオミズナギドリの場合、繁殖していない時期もあるので、そういう時期に集中的にとることはそんなに難しくないような気がするんですね。

【曽宮室長】　そういうやり方をやっています。

【石田委員】　アマミノクロウサギは、山田さんか何かがこういうことをおっしゃっていたのですか。私の感覚的に言うと、そんなことが起こるのかなと。書くのはいいのですけれども、情報が確かでないとトランプ現象になってしまうので。ノウサギは

ちょっと難しいところがある。

【事務局　橋本】　奄美大島は最近になって目撃情報が出たところで、具体的にそういうのはちょっと……。懸念としては書き過ぎだったかもしれません。

【石田委員】　書くのだったら、特に外に出るときは、ちゃんとした証拠に基づいて書かないと、あれかなという気がします。

【村上座長】　「懸念されている」だからね。

【石田委員】　懸念は幾らでもあると思うんですけれども、奄美の場合は、ハブがいてくれるので、そんな簡単に森の中には外来種とかが入れないのではないかなと。

【村上座長】　この中に書いてあるので指定の効果が出そうなものはフェレットぐらいですかね。それでも、フェレットも結構難しいですね。

なければ、最後のページのその他に入ります。

【池田委員】　ハクビシンですけれども、生態系被害防止外来種リストに入って、その前までは外来種ではないという方もいて、難しいところだったのですが、外来種リストに入ったのは大変結構なことですけれども、運用上でちょっと問題がありまして、同所的に生息しているアライグマが特定外来生物になっている。同じ地域でも、極端に言うと、同じ家に入り込む場合もあって、片や特定外来生物で、アライグマで防除計画を立てて、わなを仕掛けているところに、今、ハクビシンが入ると放さないとならないという状態になっていて、そういう状況から考えると、ハクビシンも特定外来生物に入ってくれたほうが対応上はいいのですが、それを指定の理由にするというのも本筋とはまた違う話になってしまうかと思います。

それから、ハクビシンの生態系への影響も幾つかは挙げられていますが、どこまで本当に影響を与えているかというのはちょっとデータ不足のところもあるので、その辺は我々も今後情報を集めていかないとなりませんが、今日、特に農林水産省からも御出席をいただいていますので、社会的特徴のところにも書いてあります

が、鳥獣保護管理の基本指針の中でうまく対応していただくように、ぜひ環境省と農林水産省の中で連携をとって対応していただくように御留意いただけないかなと。

【村上座長】　アライグマとハクビシンは、ほぼ同じぐらいの被害を与えていると思うんですが、だんだんハクビシンの被害が顕在化してきたと思うんです。アライグマの防除をやればハクビシンが出てくるんですよ。だから、そういう意味では、前に思ったよりよほどハクビシンというのは被害が大きいと僕は見ているんです。各府県もこれを防除してくれという要望がすごく多いと思うんです。だから、何でハクビシンを入れないのかなというのが僕はずっと疑問でして、これは農林水産省と環境省の共管ですから、当然それは入ってもいいのではないかという感じがしているんですが、そういう意味では、農水省のほうはどういう意見をお持ちなのか聞いておきたいなと僕も思ったんです。ハクビシンの扱い。これは各府県でかなり出ています。

【農林水産省　久保鳥獣対策室課長補佐】　平成26年度のハクビシンの農作物被害は４億6122万円という状況になっております。環境省の制度とは別に、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金の中で、イノシシとかシカがメインではありますが、ハクビシンといった中型獣についても被害対策の対象にしているという形になっております。

【村上座長】　特別措置法でどの程度の市町村で出ているのですか。

【久保課長補佐】　どれだけの市町村でハクビシンを捕獲しているかは分かりませんが、全国的に被害は出ている状況です。ハクビシンの被害が出ていないところも一部あります。

【村上座長】　これはアライグマに匹敵するぐらい暴れ者ですね。電線を伝わって入ってくるし、すごいですよね。果実食だと思ったけれども、このごろ果実食から大分変わってきましたね。

【川上委員】　ハクビシンを特定外来生物に指定することのデメリットというのは何があるのでしょうか。

【立田室長補佐】　メリットが少ないというのはまずあると思うのですけれども、鳥獣の農業被害とか、そういうものは、どちらかというと自治体が中心になってやっていくような制度が基本的に構築されている中で、特定外来生物にすると、基本的に国がやらねばならないのではないかという形になっていく流れがあります。そのときに、これだけまん延しているハクビシンに関して環境省が生態系への影響という観点から、労力を費やすことが本当にメリットとしてあるのかどうかというところは、環境省としてはあります。また、規制で移動を禁止する、あるいは飼育を禁止することで何か大きな意味があるかというと、ほとんどないであろうというのが現状です。これを指定することで何かよくなれるかというところがなかなか見出せないかなとは思います。

【村上座長】　これを飼育している人はどのぐらいおるのですか。

【立田室長補佐】　あまり聞いたことはない。

【池田委員】　いないと思いますけれども。

【村上座長】　これに食わすと――例のコーヒーはこれですね。ものすごく値段が高くなるという有名なものでしょう。

【成島委員】　おいしいコーヒーですね。

【立田室長補佐】　日本ではコーヒー自体がそもそも小笠原ぐらいしかないので。

【羽山委員】　アライグマは動物病院に頻繁に来た時期がありますけれども、ハクビシンが来たということはほぼないです。

【村上座長】　アライグマは、アライグマ回虫とか、ひどい病気を持っていますからね。ハクビシンは何か持っていますかね。僕はあまり知らないんだけど。

【池田委員】　ＳＡＲＳ騒ぎのときに問題になったのはありますが。

【羽山委員】　あれはうつされたわけだから、媒介しているわけではない。

【立田室長補佐】　飼っていて、引っ越すたびに連れていって、どこかで逃げられてしまうみたいなことが現実にたくさんある、ということであれば、当然規制する意味はあると思いますけれども、そうではないかと思う。

【村上座長】　だから、指定の効果とか、指定のメリット・デメリットみたいなものを全部一覧表にして、その上で優先順位をつける。環境省としては生態系被害というのが一番大きいと思うんです。そういう意味では、１枚目のところがやはり非常に問題だと僕は思っていますけれども、ハクビシンも農業被害が多くて、全国的に非常に分布が広がっていますし、何か対処したいなと。それで、そういうものは必要だという認識は、この前のアンケートでも大分出たでしょう。各府県でどんなものがあれなんだというときに、かなり高い順位で出ているんですよ。だから、都道府県単位で見ると、これは思ったよりも対象になるというところが現実にあって、僕はちょっとびっくりしたんです。それをほっかむりしているのはまずいなという感じがしています。

【羽山委員】　ただ、ハクビシンは繁殖力がアライグマの半分なので、そういう点では、きちんと捕獲対策していれば制御できる動物ですよ。

【村上座長】　だから、指定した効果は、こいつは駆除できますよと。

【羽山委員】　現実的に今ほぼ無制限捕獲に近いのだから、それはちゃんとやればいいだけのことで。

【村上座長】　でも、ハクビシンを駆除しているところは少ないですよ。

【羽山委員】　それはちゃんとやらないのが悪いので、できるのだから。

【村上座長】　それのきっかけになるのは、特定外来生物でやるか、農業被害でやるか、どっちか。害獣としてやるのが多いんですけどね。

【石田委員】　さっき池田さんが言われた混獲で放さなくていけないというのは、許可を２つとっておけばいいわけですよね。

【池田委員】　そうなんです。でも、そんな手間をとってくれる人はなかなかいないです。

【石田委員】　それは制度的に、まとめて簡単にとれるようにできるとかということはないんですか。

【羽山委員】　現実にやっている県はありますよ。要するに、特定外来生物の従事者証と一緒に出しているところはありますよ。

【石田委員】　私は前から言っているんですけれども、コストベネフィットがあって、確かにメリットがないという言い方もできるんですが、メリットがないにもかかわらずコストをかけるというのは、やっぱりデメリットだと思うんですね。大事なものがたくさん残っていて、ネコもまだ解決しなくてはいけない問題がたくさんあるのに、メリットがないことに議論の時間なり、お金なり、環境省の方も多分、たくさん働いていらっしゃると思うんですけれども、少しでも休んでいただいて、いい仕事をしていただくとか、そういうことを含めると、はっきりしたメリットがないものに対してどんどん増やしていくというのは、私はあまり賛成ではないです。

【村上座長】　だから、それを議論するためには、今みたいな形で比較表をつくって、優

先順位のつけ方に関して根拠を持って、ちゃんとやっていかなあかん。それで、外来種被害防止行動計画の中にはそういった優先順のつけ方まで議論しているのだから、少なくともそれを適用して、哺乳類は多少やってみたらいい。

【石田委員】　もちろん、ある程度議論するのはいいのですけれども、あまりどんどん広げていってというのも……。

【村上座長】　それが広がることはないでしょう。そういった話をそろそろしたらどうかと。

【立田室長補佐】　全体としてはコストパフォーマンスを意識しているので、未侵入のものとか未定着のものを今のうちに、リスクのあるものをとめていこうというところが全体方針としてあって、哺乳類についてはそれがもう既に進んでいて、ほかの分類群の方が恐らく遅れているということだとは思います。

【村上座長】　そういうことですね。だから、哺乳類をやっている者としては、その先をもう少し見据えたいなというのがあるわけですね。ほかのところが追いつくころには、そこのところも同じような問題が出てくるだろうということだと思うんです。

この議論は割と尽きないので、時間が来たのでそろそろ切りたいのですが、特に何か発言がありましたら。

【池田委員】　そういうことで、法的には対応も可能ですし、地方でも意識の高いところはやってくれているんですけれども、全体的にはまだまだですし、運用の問題でいえば、例えばアライグマで、混獲はハクビシンだけではなくて、アナグマなんかも本州では入るんですね。そちらになると、アナグマは黙って処分されてしまうとか、そういう在来種に対して本来あってはいけないようなことも陰では聞く場合もあるし、そういったところで、法的にこういうふうに対応できるというのと、現状で問題になっていることも整理した上で対応していく必要があると思いますし、今回急に指定にはならなくても、このあたりは、ぜひ環境省さんと農林水産省さんで協力して対応していただければいいと思いますし、自治体になると下に行けば行く

ほどきれいに分かれてしまって、共同で対応してくれるというところがなかなかありませんので、ぜひ下部にまで行き届くように御指導いただければと思います。

【石井委員】　全体についてですけれども、ここに出てきた哺乳類の幾つかが、なぜ今指定されていないかという理由がこの表に入っているとよかったなと思います。それで、今考えることと、かつて例えばアライグマを指定したときに、ハクビシンは指定しなかったというときの議論があったと思うんですよ。アライグマは効果があるけれども、ハクビシンはあまり効果がないとか、そこら辺も含めて、なぜあるものは載り、あるものは載らなかったかということの１つ１つについて理由を整理してもらうと、もうちょっと議論が進むと思いました。

【村上座長】　載せない理由というのは結構難しいからね。

【石井委員】　でも、今いっぱい出てきたじゃないですか。

【石田委員】　ハクビシンは結構ある。

【村上座長】　知っています。さっきからメリット・デメリットという形で、一般的にメリットのほうも議論したらいいでしょうという話をしたんだけどね。

その他ですが、リストはあくまで防除の推進のためなので、防除のことについて若干報告をお願いします。

【若松係長】　それでは、その他ということで環境省から防除について少し報告したいと思います。当然環境省では、直轄事業を含めて直接の防除も各地では進めているところであるのですけれども、やはり環境省だけの防除では限界もありますし、いろんな主体に積極的に防除に参加していただくということが今後大事かとは思っております。そんな中、今年度、簡単なものではあるのですけれども、防除の好事例を少しまとめて、これから防除を検討しているような自治体であったり、ＮＰＯ等が手をつけやすいような情報提供をしていきたいと考えております。

あとは毎年環境省の防除の確認・認定を受けて防除を実施している防除主体宛て

にアンケートを送っていて、どういった防除の実施状況かというものは把握に努めているところですが、そういったものも今後活用していきたいとは考えております。今、分析等ができていない状況なので、うまく取りまとめられればなと。

【村上座長】　その防除に関しての会議がこのごろ開かれていないのですが、防除に関しても、行動計画をつくった、その次のステップを議論したほうがいいと僕は思うんです。そうしないともったいない。その辺のところを少し考えてほしいなと思っているんです。そうしないとリストをつくった意味もないということで、よろしくお願いしたいと思います。

【若松係長】　もう１点。そうしましたら、今後のスケジュールについて、最初にも簡単にお話をしたのですけれども、改めて口頭で御説明しますが、本日御議論いただいた内容につきましては、２月23日に予定しています全体会合に報告いたしまして、そこで再度全体での議論を経て、今後の特定外来生物の新規指定という手続に進んでいくことになります。パブリックコメントにもかけますので、そこで必要に応じて意見を受けて再度検討するような形になりますが、また委員の皆様には、本日の議事の内容についてはメールのような形でお送りしますので、御確認いただければと思います。

私からの情報は以上です。

【村上座長】　若干過ぎて申しわけありませんでした。これでお返しします。

【若松係長】　村上座長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第８回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（哺乳類・鳥類）は閉会といたします。ありがとうございました。